

第4期

岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

岐阜県

目 次

第1章 基本方針の改定にあたって	1
1 基本方針改定の趣旨	1
2 基本方針の位置づけ	1
3 基本方針の対象期間	1
第2章 本県における在住外国人の現況	2
1 本県における在住外国人の状況	2
2 在住外国人を取り巻く環境と実態等	9
第3章 本県におけるこれまでの取組みと課題	11
1 これまでの取組み	11
2 課題	13
第4章 社会情勢の変化と課題	15
1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大	15
2 在留資格「特定技能」の創設	16
第5章 基本目標と施策の方向性について	17
1 基本目標	17
2 施策の方向性	18
3 施策の基本的な考え方と具体的な取組み	19
4 数値目標	27
第6章 推進体制	28

第1章 基本方針の改定にあたって

1 基本方針改定の趣旨

(1) 改定の趣旨

本県では、平成19年2月に県民が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）の実現を目指し、「岐阜県多文化共生推進基本方針」（以下、本項において「基本方針」という。）を策定しました。

その後、平成24年3月には、リーマンショックの影響などにより、平成20年をピークに県内の在住外国人数が減少に転じる一方で、さらに定住化が進んだことなどを踏まえ、また、平成29年3月には、在住外国人数の増加傾向や国籍構成の変化、永住化の進行、外国人児童生徒の増加、大規模災害における外国人の被災、外国人雇用ニーズの高まりなどを踏まえ、基本方針を改定したところです。

令和4年3月で改定から5年が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や新たな在留資格「特定技能」の創設など、在住外国人を取り巻く環境の変化や、新たな課題などに対応する必要があることから、基本方針を改定することとしました。

(2) 基本方針の名称変更

平成19年2月の策定時から、「岐阜県多文化共生推進基本方針」として、本県における多文化共生社会の実現に向けた目標と方向性を明らかにしてきましたが、令和元年度に新たな在留資格「特定技能」が創設されるなど、外国人材の活躍が重要課題となってきました。このため、「多文化共生」と「外国人材活躍」を両面から推進することを明確化するとの観点から、今回の改定に合わせ、名称を「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」（以下「基本方針」という。）に変更します。

2 基本方針の位置づけ

基本方針は、本県における多文化共生社会の実現に向けた目標と方向性を明らかにするものであり、個々の外国人材活躍推進施策や多文化共生推進施策は、この基本方針に基づき進めていきます。

また、この基本方針に基づく、毎年度の具体的な施策の内容については、基本方針の別冊として岐阜県庁ホームページで公表します。

3 基本方針の対象期間

基本方針の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

第2章 本県における在住外国人の現況

1 本県における在住外国人の状況

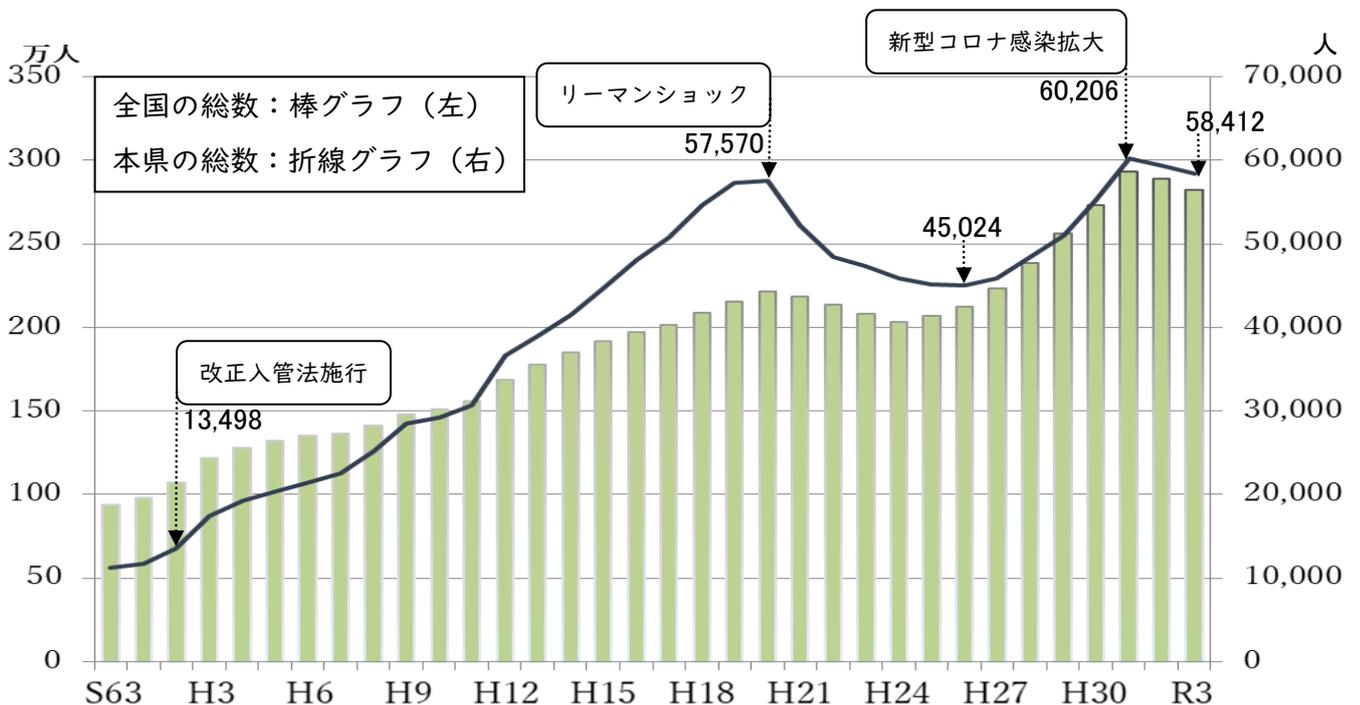
(1) 全国と本県の在住外国人の推移

平成元年の入管法改正（平成2年施行）により、日系人とその家族（日系3世までとその配偶者）に就労制限のない在留資格が付与され、また、外国人研修制度も開始されたことから、全国的に在住外国人の増加が進みました。

全国、本県ともに、平成20年までは右肩上がり増加していましたが、リーマンショックなどの影響により、平成21年から減少に転じました。

その後、全国的には平成25年に再び増加に転じ、その後も日本経済の回復や外国人受入拡大政策等に呼応して増加を続け、令和元年には過去最高の約293万人となりました。一方、本県でも平成27年に増加に転じ、令和元年には過去最高の60,206人となりました。なお、令和2年及び3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による出入国制限等の影響等により、全国、本県ともに、令和元年から減少しています。

今後については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出入国制限や景気動向などの不確定要素はあるものの、企業における雇用ニーズの高まりや、国において、高度人材の受入れや、留学生の就労拡大などの取組みが進められていることなどから、当面、増加傾向が続くことが予想されます。



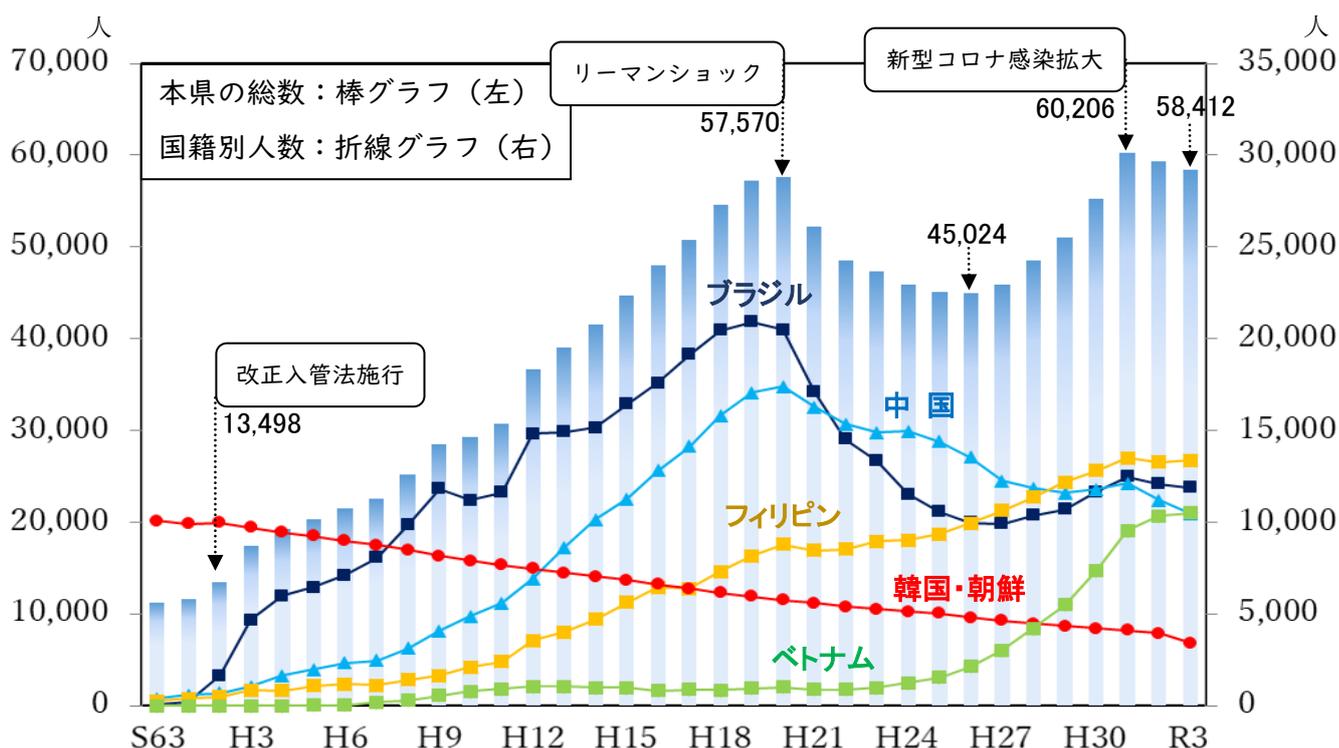
各年12月末時点（R3は6月末時点）

[法務省「登録外国人統計（～H23）」「在留外国人統計（H24～）」]

(2) 本県の在住外国人の国籍構成の推移

令和3年6月末現在の本県における国籍別の在住外国人数は、フィリピン国籍が13,356人、ブラジル国籍が11,880人、ベトナム国籍が10,495人、中国国籍が10,460人と、この上位4か国で全体の約80%を占めています。近年は特に、ベトナム人技能実習生の受け入れが急拡大しています。

今後については、前述の不確定要素はあるものの、ベトナム国籍の強い増加傾向、フィリピン国籍及びブラジル国籍の緩やかな増加傾向が続くことが予想されます。



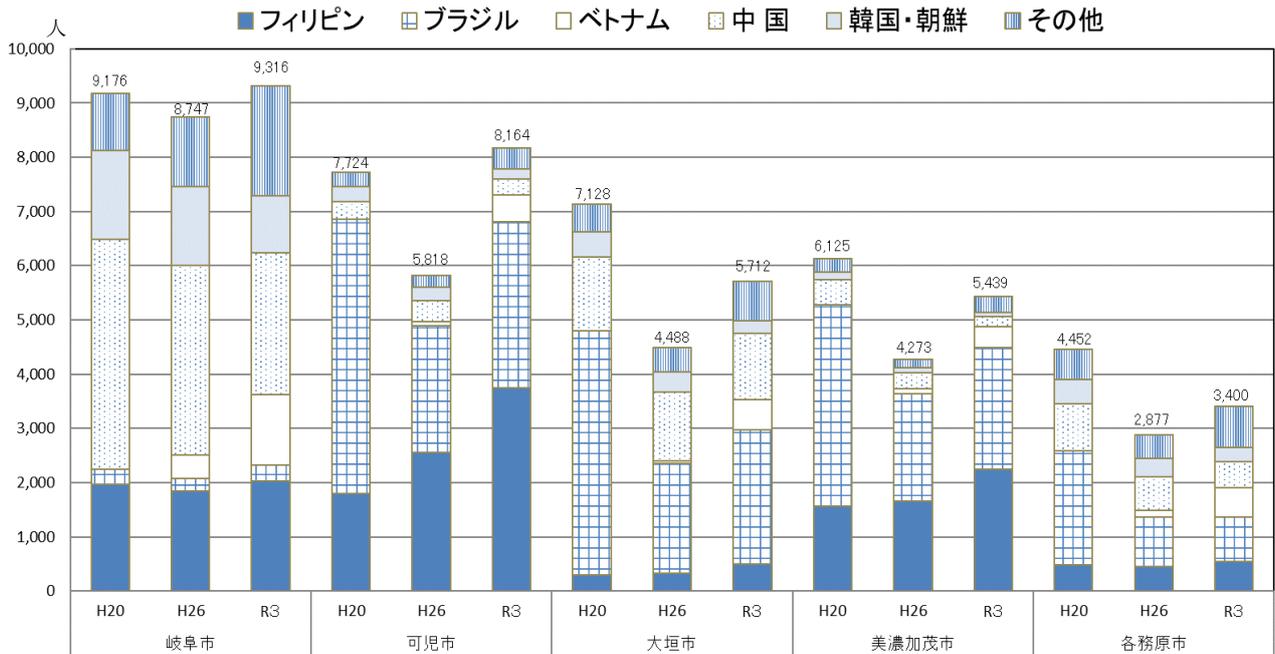
各年12月末時点 (R3は6月末時点)
 [法務省「登録外国人統計 (~H23)」 「在留外国人統計 (H24~)」]

(3) 市町村別の在住外国人数

本県の在住外国人は、上位5市で全体の約55%、上位10市で全体の約73%を占めており、県南部に集中している傾向にあります。

岐阜市では、縫製工場などにおける中国人技能実習生の受け入れが減少しているものの、ベトナム国籍などの在住外国人が大きく増加しています。

市人口に対する在住外国人の割合が大きい可児市、美濃加茂市では、リーマンショック後に大きく減少したブラジル人の増加の戻りは少なく、代わってフィリピン人の増加が進んでいます。

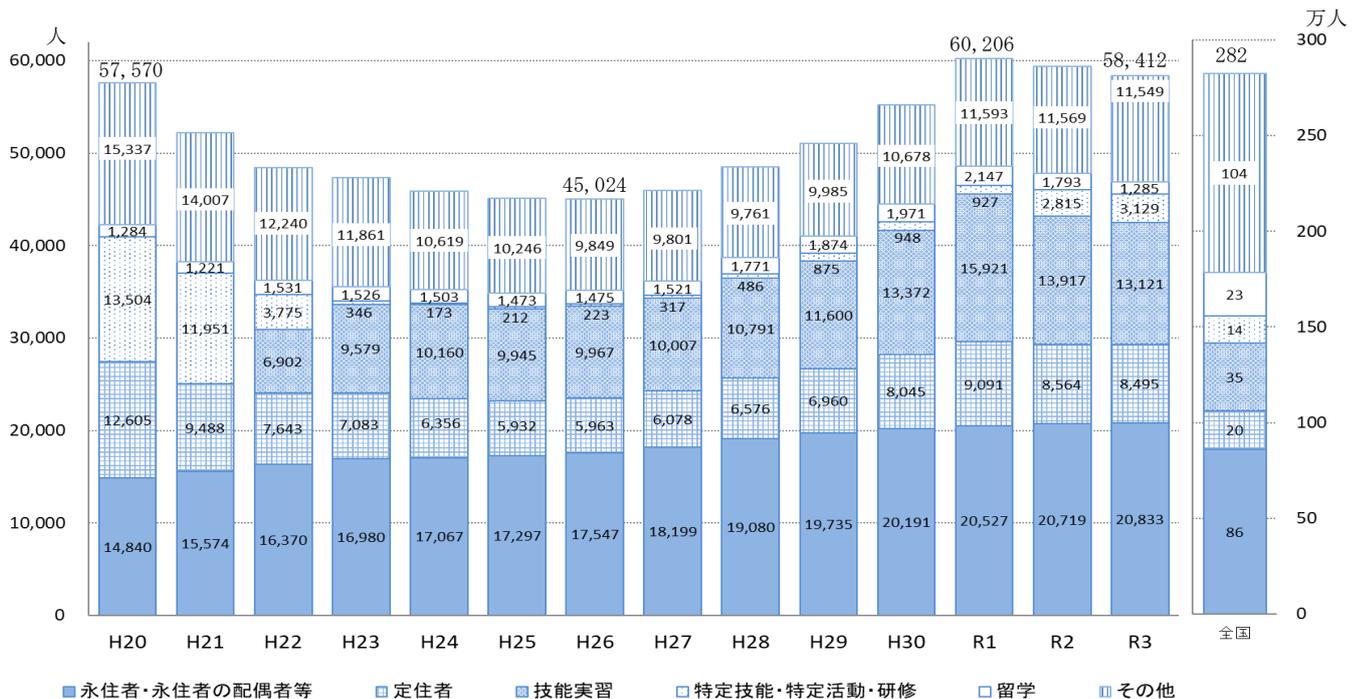


※リーマンショック前のピーク時（H20）、底（H26）、直近（R3）を比較

各年12月末時点（R3は6月末時点）
 [法務省「登録外国人統計（～H23）」「在留外国人統計（H24～）」]

（４）在留資格別の在住外国人の推移

本県では、全国と比較して、技能実習生や定住者の割合が高い状況（技能実習生：本県22%、全国12%、定住者：本県15%、全国7%）にあります。主要産業である製造業が、技能実習生の実習先や定住者の就労先になり得ることが要因と考えられます。

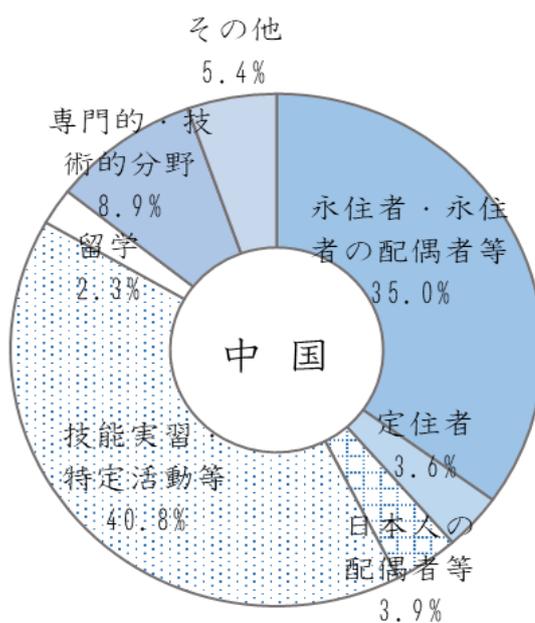
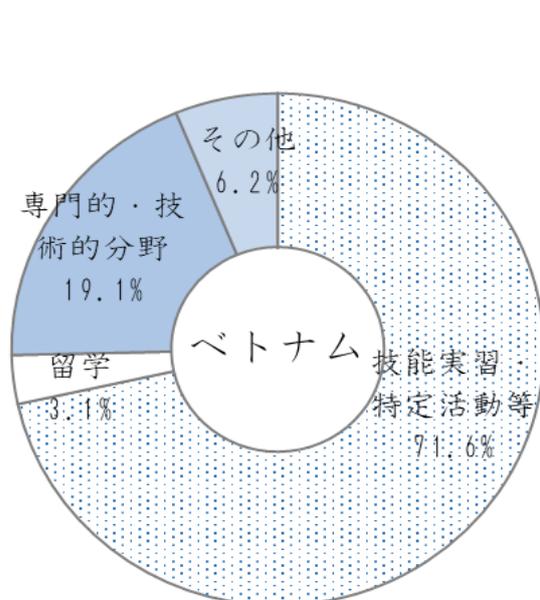
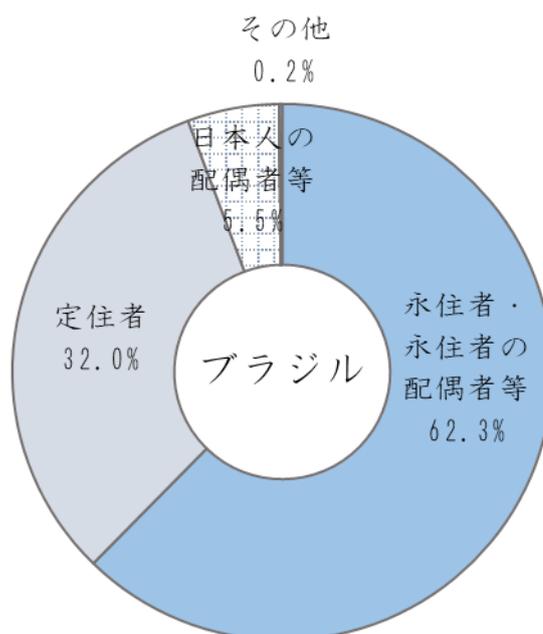
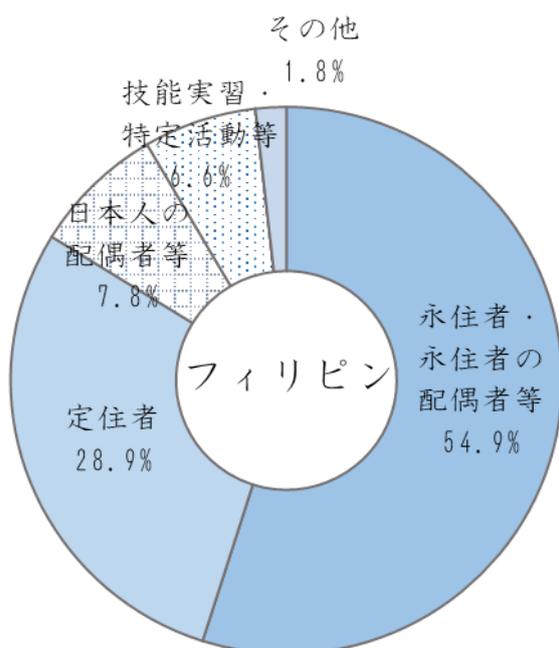


各年12月末時点（R3は6月末時点）
 [法務省「登録外国人統計（～H23）」「在留外国人統計（H24～）」]

(5) 主な国籍における在留資格の割合

フィリピン国籍の91.6%、ブラジル国籍の99.8%が、いわゆる「身分又は地位に基づく在留資格（永住者、永住者の配偶者等、定住者、日本人の配偶者等）」となっています。

一方、ベトナム国籍の71.6%、中国国籍の40.8%が、「技能実習・特定活動等」となっています。



令和3年6月末時点
[法務省「在留外国人統計」]

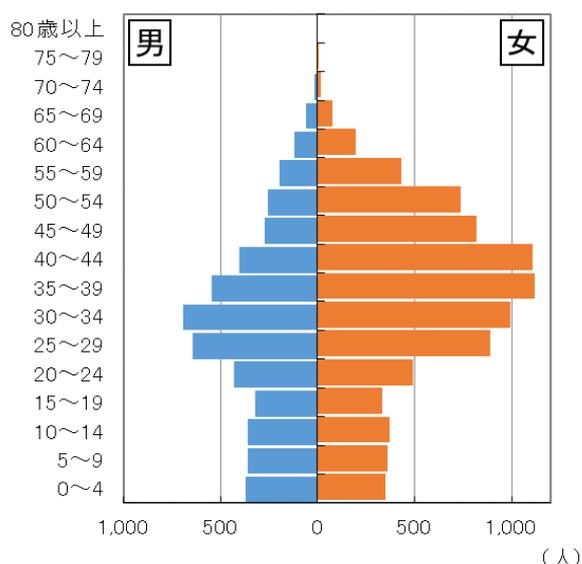
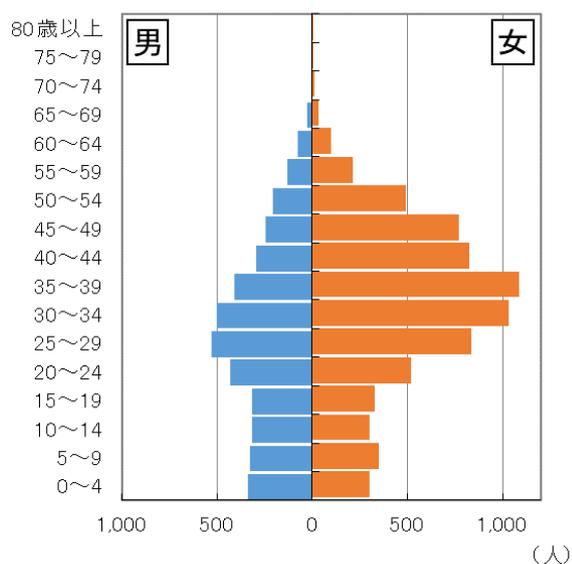
(6) 主な国籍における年齢構成の変化

永住者や定住者の多いフィリピン国籍とブラジル国籍では、平成28年と比べると、徐々に年齢層が高くなってはいますが、65歳以上の高齢化率は、それぞれ1.3%（180人）、4.3%（506人）という状況です。

フィリピン

平成28年

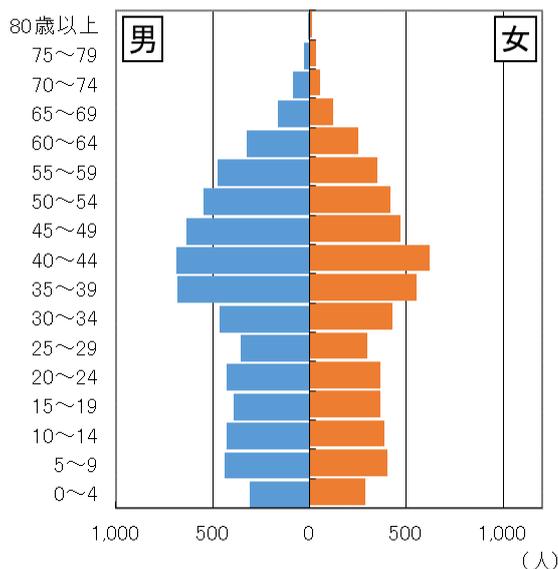
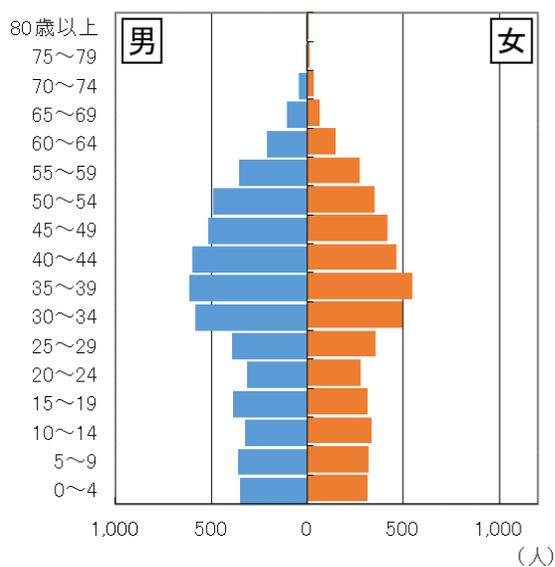
令和3年



ブラジル

平成28年

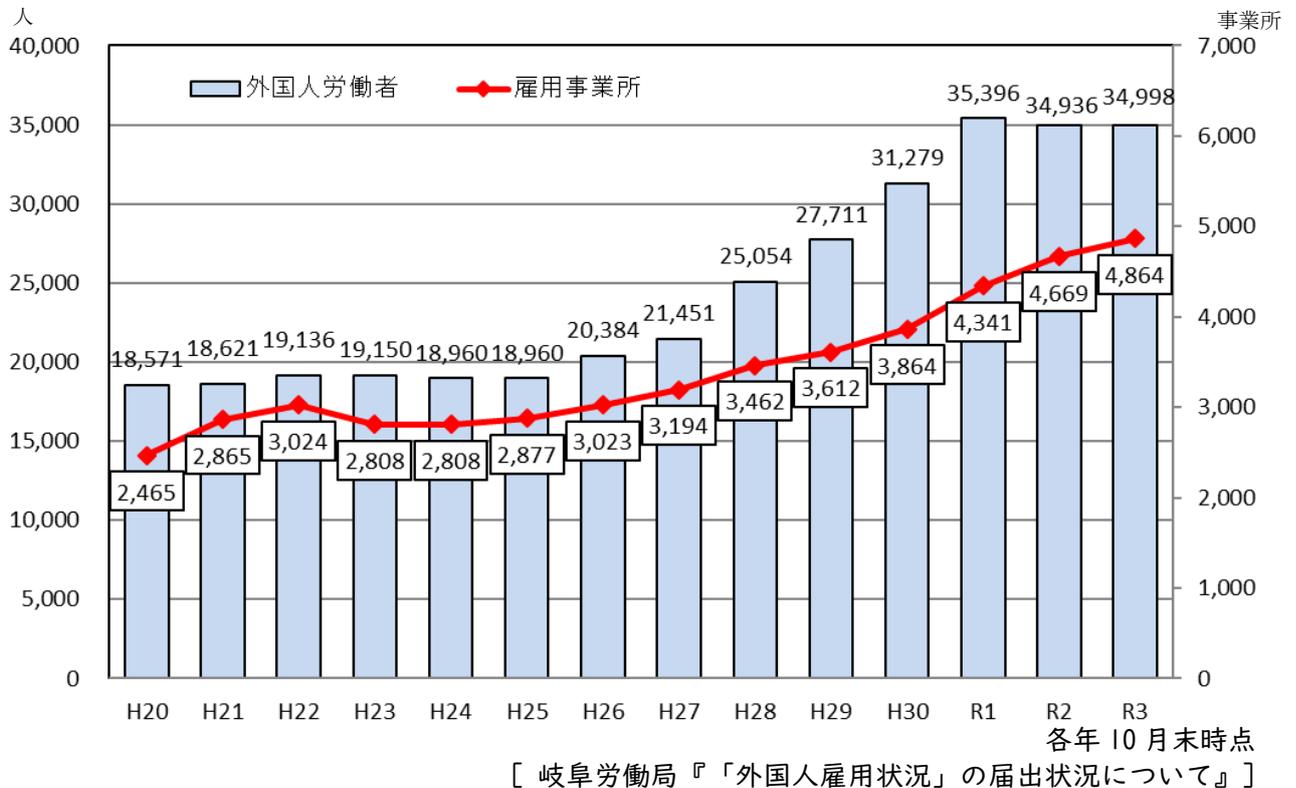
令和3年



平成28年12月末時点、令和3年6月末時点
[法務省「在留外国人統計」]

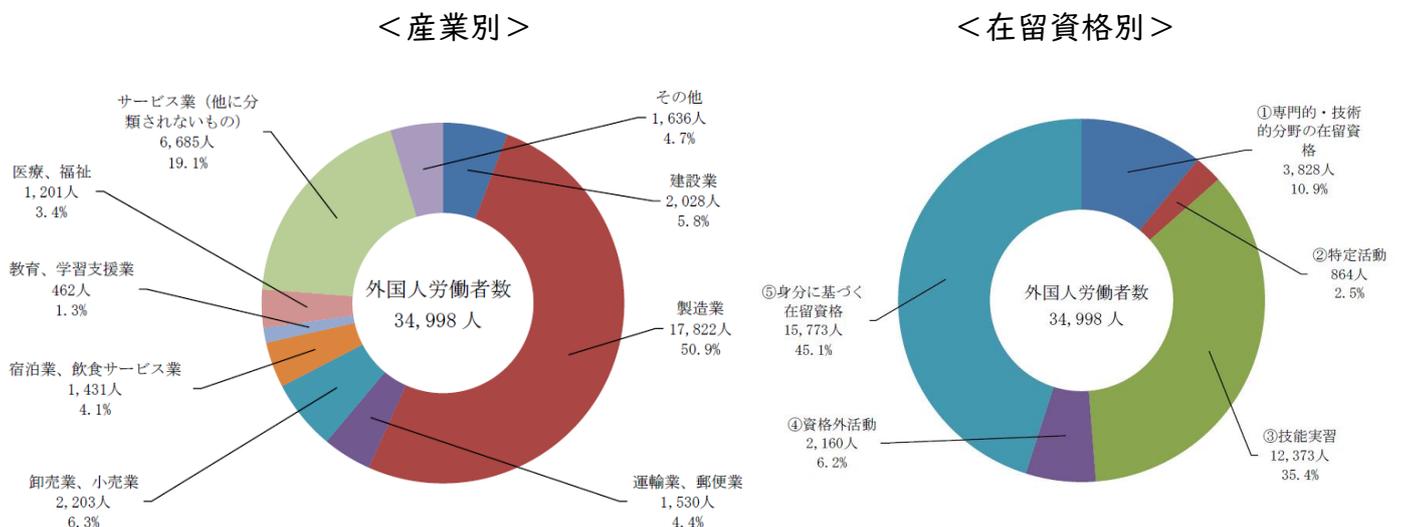
(7) 外国人労働者の推移

令和3年10月末現在の本県における外国人労働者数は34,998人、外国人を雇用している事業所数は4,864事業所となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による出入国制限等の影響があるものの、増加傾向が続いています。



(8) 外国人労働者の割合

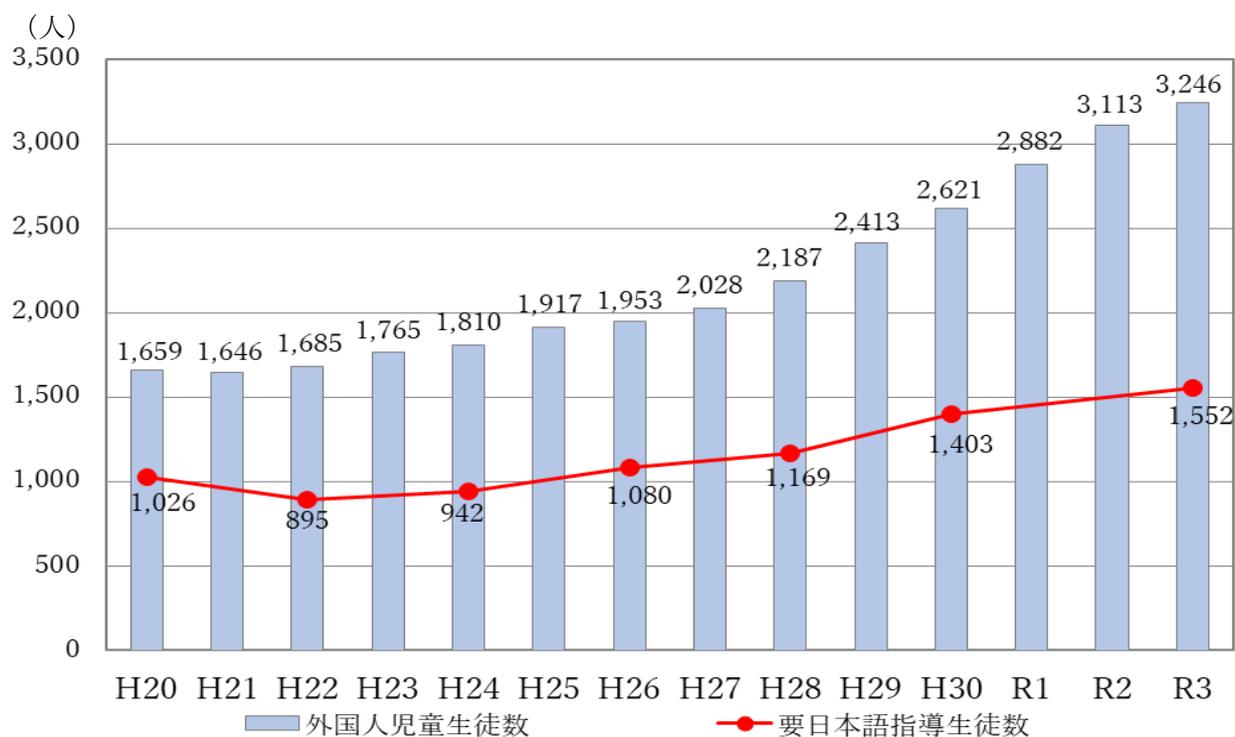
本県における産業別の外国人労働者の割合は、「製造業」が50.9%を占めています。在留資格別では、「身分に基づく在留資格」が45.1%、「技能実習」が35.4%となっています。



[岐阜労働局『「外国人雇用状況」の届出状況について(令和3年10月末現在)』より転載]

(9) 公立小中学校外国人児童生徒の推移

公立小中学校の外国人児童生徒数は、増加傾向にあります。また、折れ線グラフで示している日本語指導が必要な児童生徒数についても増加傾向にあります。



[文部科学省「学校基本調査」「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」／R3は県教育委員会調べ]

外国人児童生徒数：「学校基本調査」各年10月1日時点（R3は5月1日時点）

要日本語指導生徒数：「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」各年5月1日時点（H20, H22は9月1日時点）

2 在住外国人を取り巻く環境と実態等

(1) アンケート調査の概要

①実施目的

県内の在住外国人を取り巻く環境と実態等について、外国人県民、外国人雇用企業、大学、市町村等の外国人関係団体や県政モニター※を対象にアンケート調査を実施しました。

※ 県政モニター：アンケート調査を通じて意見を伺い、県の施策や事業に活用するために委嘱しているモニター

②アンケート調査期間

外国人関係団体等：令和3年4月8日～4月19日

県政モニター：令和3年6月11日～6月29日

③アンケート調査対象者数（回収数、率）

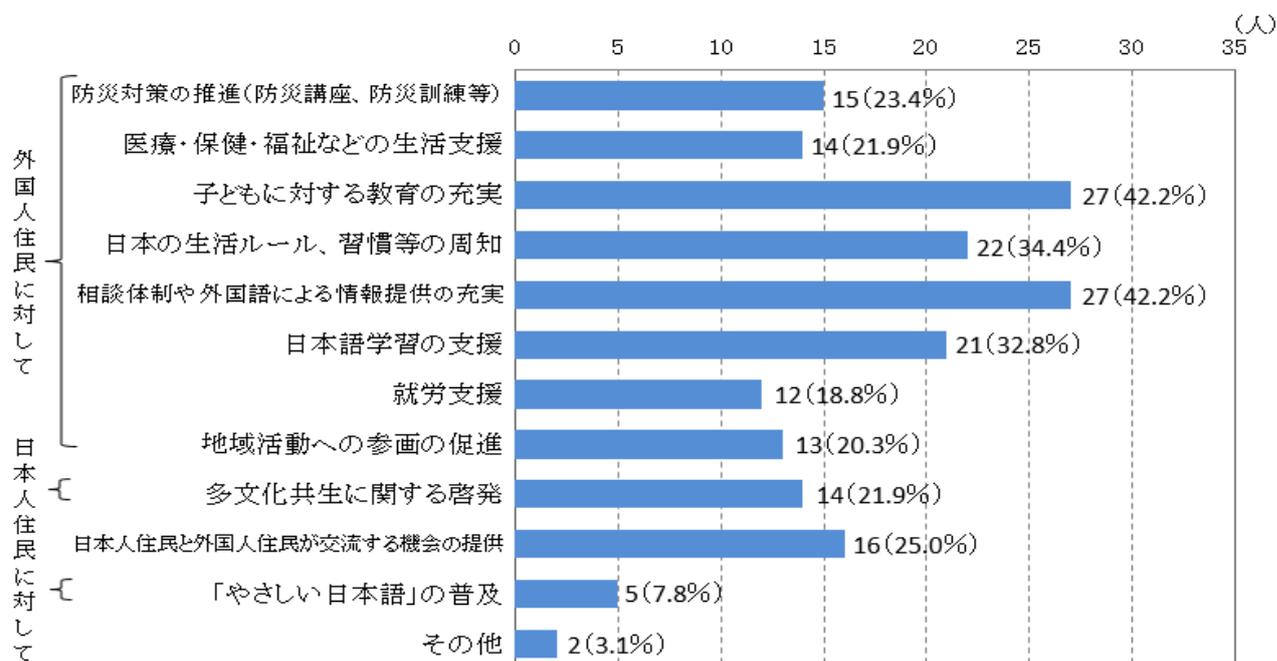
外国人関係団体等：139者（64者、46.0%）

県政モニター：967者（808者、83.6%）

(2) 外国人関係団体等へのアンケート結果概要

○多文化共生社会の実現に向けて必要な県の施策 ※3つまで回答

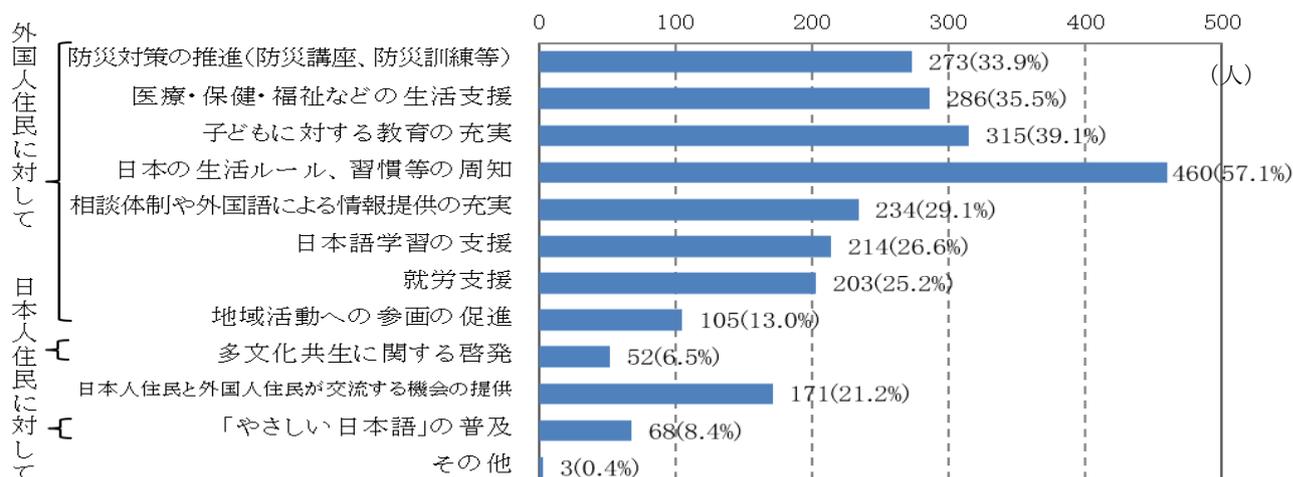
最も回答が多かったのは、「子どもに対する教育の充実」と「相談体制や外国語による情報提供の充実」で、次いで多かったのが「日本の生活ルール、習慣等の周知」と「日本語学習の支援」でした。このほかに、「日本人住民と外国人住民が交流する機会の提供」との回答も多くなっています。



(3) 県政モニターへのアンケート結果概要

○多文化共生社会の実現に向けて必要な県の施策 ※3つまで回答

「日本の生活ルール、習慣等の周知」との回答が圧倒的に多く、外国人関係団体等の回答とは少し異なる結果となっています。次に多いのは「子どもに対する教育の充実」ですが、「医療・健康・福祉などの生活支援」や「防災対策の推進」といった回答が多いのも、外国人関係団体等の回答とは異なる結果です。



(4) アンケート調査における主な意見

(外国人県民への情報伝達)

- ・ 重要な情報は外国人雇用企業や学校を通じて伝達した方がより効果的である。
- ・ 日本人と外国人双方にとって翻訳ツールが重要である。
- ・ 自治体窓口の「やさしい日本語」対応を推進すべきである。

(日本語教育)

- ・ 日本語教室の数が圧倒的に足りない。車がないと移動に困る地域がほとんどの岐阜県では、きめ細やかに学びの場所を提供する必要がある。
- ・ 日本語教室のボランティアは高齢化しており、新規獲得が課題である。

(外国人材の受入れ)

- ・ 少子高齢化に伴い外国人労働者の労働力が必要。働きやすい環境づくりが必要である。
- ・ 留学生が県内企業を知ることが必要であり、留学生向けのインターンシップや説明会の開催の継続が必要である。
- ・ 岐阜県内企業は、他県に比べて「保守的」な考えの経営者が多いように思われる。

(学校教育)

- ・ 日本の教育制度について、外国人児童生徒の保護者への理解を深めるべきである。

(災害対応)

- ・ 災害時の外国人防災リーダーの育成が必要である。

第3章 本県におけるこれまでの取組みと課題

1 これまでの取組み

改定前の基本方針（H29.3改定）では、基本目標で掲げた多文化共生社会の実現に向け、①誰もが活躍できる環境づくり、②安全・安心に暮らせる環境づくり、③多文化共生の地域づくり、の3つの方向性で、様々な取組みを進めてきました。

主な取組みについては以下のとおりです。

①誰もが活躍できる環境づくり

○子どもの教育環境の充実

- ・ 市町村が実施する初期指導教室等整備への助成
- ・ 適応指導員(学校生活に適応するための母語支援)、日本語指導を行う教員等の配置
- ・ 外国人児童生徒等の日本語能力と学力向上につながるカリキュラムの開発・実施
- ・ 外国人の子どもへの日本語支援などの学習支援の担い手の育成
- ・ 指導者向け教材を作成し、県内すべての小学校、中学校、特別支援学校等に配付
- ・ 不就学児童生徒の就学につながる案内マニュアルを多言語で作成し、市町村へ提供
- ・ 保護者を対象にした生活設計セミナーの開催、ライフプランガイドブックの作成
- ・ 義務教育年齢を超えた子どもに対する学習支援教室への助成

○地域社会で活躍できる環境づくりの推進

- ・ 外国人高校生等を対象としたキャリア教育支援
- ・ 外国人雇用に関する企業向け相談窓口の設置
- ・ 外国人雇用に関する企業向けセミナーの開催
- ・ 外国人介護人材受入に係る相談窓口の設置
- ・ 外国人介護人材受入れにおける基礎知識や日本語教育等に係るセミナーの開催
- ・ 企業や外国人留学生を対象としたセミナー、インターンシップ等の開催

②安全・安心に暮らせる環境づくり

○県・市町村における外国人防災対策の強化

- ・ 災害時に市町村等が発令する避難指示、河川水位・土砂災害警戒等の情報を多言語でフェイスブック等に自動掲載する「災害情報多言語自動発信システム」の構築
- ・ 災害時語学ボランティアの育成・確保
- ・ 外国人県民への防災啓発や災害時サポート等を担う外国人防災リーダーの育成

○医療体制の充実など生活における安全・安心の確保

- ・ 医療通訳ボランティアの育成・確保、通訳斡旋
- ・ 医療機関が行う医療通訳サービス等の導入に対する助成
- ・ 生活習慣病の予防啓発等の推進

○相談体制や情報提供の充実

- ・ 外国人のための一元的相談窓口「岐阜県在住外国人相談センター」を、岐阜県国際交流センター内に設置
- ・ 多言語化した生活に関連する情報を、ホームページやフェイスブック等で発信

③多文化共生の地域づくり

○多文化共生社会の実現に向けた意識醸成

- ・ 外国人県民と県・市町村との橋渡し役を担う「岐阜県多文化共生推進員」の委嘱

○外国人県民等の意見を踏まえた施策の展開

- ・ 外国人県民の意見を聴取する外国人県民会議の開催

2 課題

前述のとおり、本県ではこれまで、①誰もが活躍できる環境づくり、②安全・安心に暮らせる環境づくり、③多文化共生の地域づくりの3つの方向性の下、各分野において様々な取組みを進めてきたところです。

他方で、「外国人材活躍・多文化共生推進会議」や「外国人県民会議」、外国人材受入企業等との意見交換会等のご意見等により、課題が明らかになりました。

会議等でいただいた主な意見（課題）については以下のとおりです。

(コミュニケーション)

○ 多様な情報伝達チャネルの確保が必要

- ・ 通訳を介してコミュニケーションをとる場合、言葉だけでなく、気持ちに寄り添ったコミュニケーションが大切である。
- ・ 自治会入会の説明やごみ袋購入の必要性など、資料で説明されても心が通じないと外国人には伝わらない。

○ 相談体制・行政窓口の充実が必要

- ・ 14言語で対応する岐阜県在住外国人相談センターの開設など相談対応も充実してきているが、次のステップとして重要なのは周知である。
- ・ 岐阜県は、相談窓口や多言語による情報発信など環境が整っているため、こうした情報を散在地域の外国人住民にも届けるようにすると良いのではないか。
- ・ 外国人に対する通訳は充実しているが、国際交流協会や国際課など一定の部署に集中しており、市民課など必要なところに通訳がないと感じることもある。
- ・ DVが絡んだ在留資格の相談など、通訳だけでは解決できない専門的な知識を有する新たな問題が起きており、こうした問題にも対応していく必要がある。

○ 地域における日本語教育の充実が重要

- ・ 保護者が日本語ができないため、外国人のヤングケアラーが増えている。保護者が子どもに頼って問題を解決している。

○ 多文化共生の意識醸成が必要

- ・ 地域の祭りやスポーツイベントなど、地域での交流を通して、心をつなぎ、お互いの文化を知っていくことで不安がなくなっていくのではないか。
- ・ 文化の違いがあるので、どこまでいっても分かり合うのは難しい部分があることを前提に、日本人と外国人がお互いの文化を分かり合えるような取組みを進めていくことが必要である。
- ・ 日本国籍を取得しても所詮我々は外国人と感じる。日本人との日々の草の根交流活動が重要で、お互いに理解し、信頼関係を築くことで差別を減らすことができる。

(外国人材が活躍できる環境)

○ 外国人材受入企業に対する支援の充実が必要

- ・ 「特定技能」は自由に企業を選べる制度となっていることから、企業がよりよく働いてもらう環境を整えることが大切である。
- ・ 特定技能制度を知らないという企業も多い。制度そのものを広く周知すれば、特定技能在留外国人も増えるのではないか。
- ・ 外国人材を確保するため、工夫して会社のPRをしているが、岐阜県の魅力をPRできるようなものがあると良い。
- ・ 外国人に長時間労働などを強制しているという話が報道されることが多いが、外国人を大事にしている企業はたくさんある。こうした話が表に出ると良い。

○ 外国人材に対する県内企業への就労促進が必要

- ・ 就職セミナーがあれば、積極的に参加したい。留学生には、セミナーやインターンシップの情報が入ってこないのが、情報がほしい。

○ 外国人材が安心して暮らしていくためのサポートが必要

- ・ 外国人を「地域にとって有用な住民」として受け入れ、外国人と地元住民が気持ちよく生活できるような取組みを進めると良いのではないか。

(子どもの教育環境)

○ 子どもの就学環境の整備が必要

- ・ 日本語の習得は、子どもたちが日本で生きていくための武器になる。学校現場での日本語指導は大切である。

○ キャリア教育の充実が必要

- ・ 外国人が日本で活躍しているモデルケースが少なく、「自分の将来には希望が持てない」と思ってしまう子どもたちは多い。
- ・ 日本語能力と経済的な理由により、進学する外国人は少ないので、保護者に日本の教育制度やお金の話をもっと知ってもらう必要がある。国際交流センターが実施する保護者向けライフプラン講座を、小学校入学前の保護者にも実施した方がよい。

(安全・安心に暮らせる環境)

○ 災害時における支援体制の整備が必要

- ・ 外国人は地震に馴染みがないため、怖がることが多い。「災害情報の多言語自動発信システム」の提供先に、外国人関係団体を追加してはどうか。

○ 医療体制の充実など生活における安全・安心の確保が必要

- ・ 日本語が通じないと受け付けられないといった病院もあるので、改善してほしい。

第4章 社会情勢の変化と課題

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

(1) 本県における在住外国人の感染状況

感染者に占める外国籍の方の割合は、人口比率（総人口の約3%）からみても極めて高い水準にありました。外国人県民の方々は、集団で生活するケースが多いこと、出退勤の際に多人数で送迎車両に乗車するケースが多いこと、特有の文化や風習により人が集まりやすいことなどから、ひとたび感染が発生するとクラスター化しやすい傾向にあると考えられます。

(2) これまでの取組み及び課題

本県では、これまで、相談対応や広報、関係者を通じての周知及び注意喚起などを中心に、外国人県民への感染防止対策を行ってきました。これまでの取組みにより、一定の成果や効果が見られたとの意見がある一方で、課題も多く残されています。

これまでに判明している主な課題は以下のとおりです。

(相談対応)

- 特に山間地の市町村では、外国人住民が少ないこともあり、行政窓口に通訳が設置されていないところも多いため、「岐阜県在住外国人相談センター」の活用が有効であるが、その存在が十分に知られていない。

(広報)

- 新型コロナに関しては、さまざまな行政機関、メディアから情報が発信されており、受け手側としては、情報の選択が難しい。
- 県国際交流センターのFacebook登録者数は6,108人（R4.3月時点）であり、本県の外国人県民数58,412人（R3.6月末時点）の約1割。
- 注意喚起等のチラシについて、「もっとストレートに端的に」「やんわりと言っても伝わらない」「もっと強めの言葉で」などの声もある。

(外国人県民への感染対策の周知徹底)

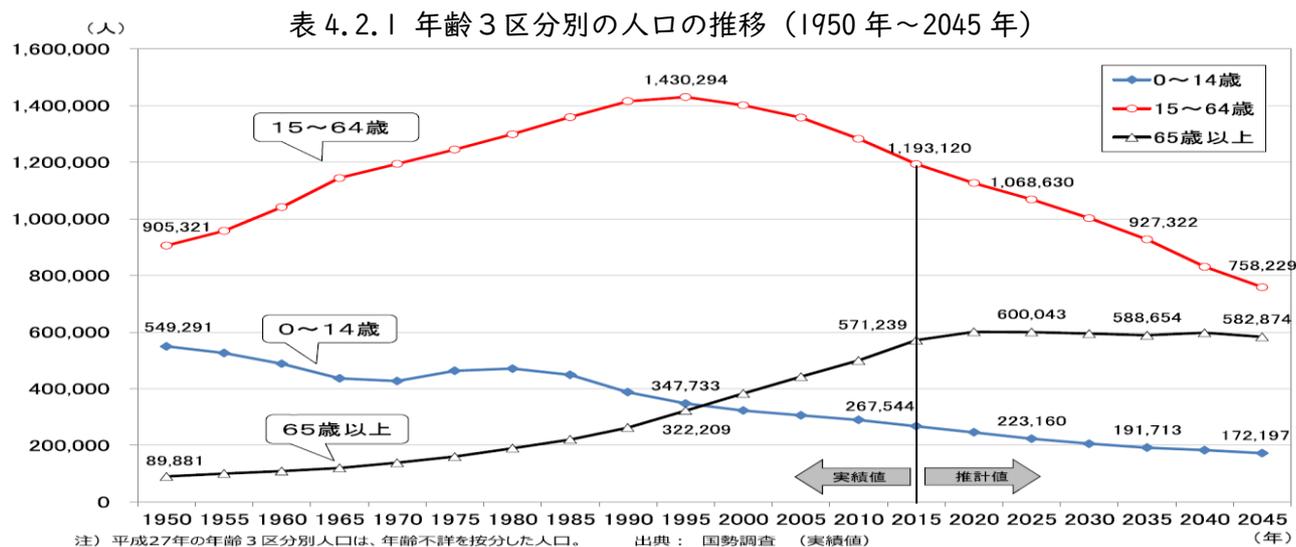
- 全体として、外国人県民コミュニティの把握や連携がまだ不十分である。
- 外国人県民に適時的確な情報伝達を行うためには、情報の意図を分かりやすく外国人県民に説明できるキーパーソンの確保が必要である。
- 外国人雇用企業は、県内に4,864事業所（岐阜労働局公表R3.10末情報）あり、すべての企業を直接訪問して啓発することは困難である。

2 在留資格「特定技能」の創設

(1) 外国人材を取り巻く環境

現在、わが国では、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、労働力不足が懸念されており、本県も同様の状況となっています。

労働力不足を補うためには、女性、高齢者、若者など多様な働き手の就労促進、労働生産性の向上、技術革新などが考えられますが、外国人材の受入れは避けては通れない状況となっており、こうした中、平成31年4月、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。



[県の将来人口推計報告会資料 (H29.4.27)]

(2) 在留資格「特定技能」の現状と課題

「特定技能」が創設された際、国はその分野ごとに5年間の最大受入想定人数を公表しており、全体で345,150人と想定しています。

制度創設から約3年となる令和3年12月末時点において、在留資格「特定技能」を有する外国人(以下「特定技能在留外国人」という。)は、全国では49,666人、本県では1,326人(全国14位)となっています。

①本県の受入状況 ※令和3年12月末時点

産業別受入人数は、飲食料品製造業分野が344人、産業機械製造業分野が283人、素形材産業分野が269人と製造業を中心として受け入れが進んでいます。その他の分野では、介護分野が143人、建設分野では91人、農業分野では64人、宿泊分野では22人となっており、対象14分野のうち12分野で受け入れが進んでいます。

②課題

国が示す最大受入想定人数に比べて低調に推移している要因としては、特定技能制度の認知不足や手続きの煩雑性などが考えられます。

また、特定技能制度は転職が可能な制度であるため、給与水準の高い都市部に外国人材が流出することが懸念されています。

第5章 基本目標と施策の方向性について

I 基本目標



県内の在住外国人を地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、県民がお互いの文化や考え方を尊重しながら、円滑にコミュニケーションを図ることにより、「すべての県民が働きやすく、暮らしやすい地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指す。

基本目標で掲げる社会は、短期間で実現できるものではなく、その時々状況や、課題を踏まえながら、不断の取組みを行う中で実現されるものです。

特に、新型コロナウイルス感染症など危機事案への対応や、外国人材が活躍できる環境整備を進めていくためには、「県民がお互いの文化や考え方を尊重しながら、円滑にコミュニケーションを図る」ことが不可欠です。

このため、これまでの基本目標を踏襲しつつ、こうした観点を加えることにより、「すべての県民が働きやすく、暮らしやすい地域社会（多文化共生社会）」の実現に向けた取組みを進めていくこととします。

2 施策の方向性

基本目標の実現に向け、以下の4つの方向性のもと、取組みを進めていきます。

1 地域における円滑なコミュニケーションづくり



新型コロナ対応で判明した外国人県民の情報収集経路の複雑性や文化・言語の壁を踏まえ、相互理解に繋がる外国人県民への情報伝達やコミュニケーションづくりに取り組めます。

2 外国人材が活躍できる環境づくり



人口減少社会における人材確保を進めていくため、就労と生活支援の両面から外国人材が活躍できる環境づくりに取り組めます。

3 子どもの教育環境づくり



日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加する中、学校生活に適應できる就学環境整備や社会で自立していくための支援に取り組めます。

4 安全・安心に暮らせる環境づくり



激甚化する気象災害への対応や、コロナ禍においても安心して医療機関を受診できる体制づくり、子育てしやすい環境づくりなど、安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組めます。

3 施策の基本的な考え方と具体的な取組み

1 地域における円滑なコミュニケーションづくり

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中、外国人の生活習慣や行動態様に端を発したクラスターが多発したことから、様々な手段を用いて注意喚起の徹底を図ってきましたが、十分に浸透し切れていない状況です。このため、相互理解に繋がる外国人県民への情報伝達やコミュニケーションづくりに取り組む必要があります。

まずは、外国人県民につながる多様な情報伝達チャネルを確保するため、外国人県民コミュニティや外国人雇用企業、技能実習監理団体、名古屋出入国在留管理局、領事館など、様々な団体・機関との連携をより一層強化していきます。

また、外国人県民の相談窓口である「岐阜県在住外国人相談センター」の存在が十分知られていないとの意見や、岐阜県国際交流センターのSNS登録者が外国人県民の1割に満たないといった状況を踏まえ、市町村と連携し、相談センターの周知やSNS登録への働きかけなどを行っていきます。

さらに、行政窓口などにおけるAI翻訳機等デジタル技術の活用を促進するほか、令和元年に制定された「日本語教育の推進に関する法律」を踏まえ、コミュニケーションに不可欠な外国人県民への日本語教育についても充実していきます。

こうした取組みを通じて、日本人と外国人との交流・協働を促し、多文化共生意識を醸成していくことで、一層のコミュニケーションづくりの進展に繋げていきます。

①多様な情報伝達チャネルの確保

- 外国人県民コミュニティのキーパーソン等を集めたネットワーク会議を開催するなど、行政との連携強化や外国人県民コミュニティ間の連携強化を推進します。
- 外国人県民コミュニティのキーパーソンなどと協働して、外国人県民に伝わりやすい表現を用いた情報伝達や生活実態に即した対策の実施を推進します。
- 新型コロナ対応で関わりを持った外国人雇用企業に加え、新たな企業との連携に取り組むなど、外国人雇用企業との更なるネットワークづくりを推進します。
- 技能実習監理団体との定期的な会議等を通じた外国人雇用企業との情報共有を推進します。
- 名古屋出入国在留管理局や領事館との連携を推進します。
- 市町村に対して通訳派遣の支援などを行うことにより、外国人県民コミュニティや情報ハブの更なる把握を促進します。

②相談体制・行政窓口・情報提供の充実

(相談体制)

- 県国際交流センターや西濃及び可茂県事務所に、引き続き相談員を配置し、多言語での相談対応や通訳等を実施します。
- 市町村と連携し、外国人に住民登録時など入口の段階で、県の「在住外国人相談センター」の周知、SNS登録への働きかけ、外国人県民コミュニティやキーパーソンの紹介などを推進します。
- 名古屋出入国在留管理局、法テラス（弁護士）、行政書士、心理カウンセラーなど専門的機関、専門家と連携した相談対応を実施します。

(行政窓口)

- 県・市町村の行政担当者を対象に「やさしい日本語」研修会を開催し、行政窓口における「やさしい日本語」の普及を促進します。
- 多言語に対応した通訳の確保とともに、行政窓口におけるAI翻訳機の導入や多言語SNS・SNS広告による情報発信など、DXを活用した取組みを推進します。
- 県・市町村の行政担当者を対象に、AI翻訳機等の活用事例等に関するセミナーを開催するなど、デジタル翻訳技術の活用を促進します。
- 県・市町村の翻訳担当者による情報交換会や事例研究会を実施します。

(情報提供)

- 県広報紙、公営住宅、自動車税等、生活関連情報を多言語で提供します。

③地域における日本語教育の充実

- 地域日本語教育コーディネーターや日本語指導者の育成、リスト化を進め、地域日本語教室で活躍できる人材確保を推進します。
- 市町村における地域日本語教室の開設や運営を支援することにより、日本語教育の場の充実を推進します。
- 大学生など若者に対して、日本語教室へのボランティア参加を促すなど、新たな日本語教育人材の確保を推進します。

④多文化共生の意識醸成

- 地域住民と外国人住民が地域で行う協働事業を重点的に支援し、外国人県民の地域社会への参画や交流機会の創出を促進します。
- 学校の授業や行事への国際交流員の派遣などにより、児童生徒に対する多文化共生の意識啓発を実施します。
- 外国人県民コミュニティや外国人雇用企業等を通じて、日本の生活ルール、習慣等を周知することにより、地域住民との共生を促進します。

2 外国人材が活躍できる環境づくり

生産年齢人口が減少し、深刻化する人手不足に対応するため、平成31年4月、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる在留資格「特定技能」が創設されました。また、従来から、エンジニアや企画・営業・経理事務などの専門的・技術的分野で就労することができる「技術・人文知識・国際業務」といった在留資格もあり、こうした外国人材を受け入れていくことは、県内産業の活性化や国際化に寄与すると考えられます。

このため、「特定技能」をはじめとする外国人材受入企業に対する相談支援やセミナーの開催に加え、インターンシップや合同企業説明会の開催、WEBを活用した県内企業の魅力や外国人材の活躍事例等の情報発信などに取り組みます。

さらに、そうした外国人材が安心して暮らしていくためのサポートも重要であることから、生活面や言語面、防災面など、暮らしに必要な様々なサポートも推進しています。

①外国人材受入企業に対する支援の充実

- 総合窓口である「外国人雇用企業相談窓口」と専門分野に特化した相談窓口が連携して直接企業に出向く「プッシュ型」の相談支援を推進します。
- 経済団体や業界団体向けに「特定技能制度」を周知する説明会を開催し、外国人材の受入に馴染みがない企業への制度浸透を促進します。
- 本県の働きやすさ・暮らしやすさをWEB等を活用して発信し、人手不足に悩む県内企業での外国人材の確保及び定着を支援します。
- 企業向けセミナー等を開催し、外国人材の受入に対する企業の理解を深める取組みを推進します。
- 人手不足が特に深刻である介護分野や農業分野において、本県への就労を進める事業者に対する財政的支援を推進します。
- 技能実習生の受入企業や監理団体を対象に、法令順守の徹底や、実習現場での課題への対応策などを教示するセミナーなどを通じて、技能実習生の適正な受入を促進します。
- 外国人労働者の適正雇用に係る啓発セミナーの開催や、就労環境の適正化に関する国要望など、外国人労働者の適正就労に向けた取組みを推進します。

②外国人材に対する県内企業への就労促進

- 留学生と県内企業とのインターンシップや合同企業説明会の開催などにより、引き続き県内企業への就労を促進します。
- WEBサイトやSNSを活用して、県内企業の魅力や外国人材が活躍している企業の情報を、留学生や技能実習から特定技能制度に移行する外国人材など、外国人を含めた求職者等に積極的に情報発信します。

③外国人材が安心して暮らしていくためのサポート

- 市町村と連携し、外国人に住民登録時など入口の段階で、県の「在住外国人相談センター」の周知、SNS登録への働きかけ、外国人県民コミュニティやキーパーソンの紹介などを推進します。【再掲】
- 市町村における地域日本語教室の開設や運営を支援することにより、日本語教育の場の充実を推進します。【再掲】
- 地域住民と外国人住民が地域で行う協働事業を重点的に支援し、外国人県民の地域社会への参画や交流機会の創出を促進します。【再掲】
- 外国人県民コミュニティや外国人雇用企業等を通じて、日本の生活ルール、習慣等を周知することにより、地域住民との共生を促進します。【再掲】
- 新たに防災士等と連携しながら、地域防災の担い手として育成している外国人防災リーダーによる専門的かつ効果的な「外国人向け防災啓発講座」の開催を推進します。
- 災害時に、外国人材が安全に行動できるよう、引き続き緊急安全確保や避難指示等の情報をSNSで多言語発信します。

3 子どもの教育環境づくり

外国人児童生徒数は年々増加し、公立小中学校に在籍する児童生徒は3,200人を超え、このうち約半数の児童生徒が、日本語指導が必要とされています。こうした外国人児童生徒が、必要な日本語能力や学力を身に付けるとともに、将来のビジョンを明確に持ち、地域の担い手として活躍できる人材に育てていく必要があります。

このため、外国人児童生徒の増加を踏まえた適応指導員（通訳）や日本語指導を行う教員の配置に加え、外国人児童生徒向け学習指導方法の充実を図ります。また、こうした支援が、外国人児童生徒の少ない地域にも届くよう、取り組んでいきます。

さらに、学校外においてもNPO等の民間団体が、外国人児童生徒の学習支援を担っていることから、こうした学習支援の担い手育成に加え、学習支援者間の連携も強化していきます。

また、外国人児童生徒が将来のビジョンを描きづらい状況にあることから、就学により将来の選択肢が広がるメリットや相談先などの周知を図るとともに、外国人児童生徒の保護者が、早い時期から、日本の教育制度等を理解し、長期的な生活設計を行えるよう、講座の開催なども行っていきます。

①子どもの就学環境の整備

- 外国人児童生徒が学校生活に適応できるための初期指導教室等の開設について、引き続き、ハード・ソフト両面で支援します。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対応するため、引き続き、母語を話すことができる外国人児童生徒適応指導員や日本語指導を行う教員等を配置します。
- 外国人児童生徒に対する日本語指導や学習指導等を充実するため、引き続き、日本語指導教員等の研修を実施します。
- 地域日本語教室の学習支援者等に対し、引き続き、子どもへの適切な日本語指導法等を学ぶ研修を実施するとともに、学習支援者間の連携を強化します。

②キャリア教育の充実

- 外国人生徒が将来の具体的なビジョンを描けるよう、外国人学校や外国人生徒が多い学校において、先輩の話や聞く講座や職業体験を実施します。
- 外国人生徒向けに、就学により将来の選択肢が広がるメリットや相談先などを盛り込んだ「キャリアガイドブック」を新たに作成し、就学支援を推進します。
- 保護者がより早い時期から、日本の教育制度等を理解し、長期的な生活設計を行えるよう、ライフプラン講座を開催します。

4 安全・安心に暮らせる環境づくり

近年、地震や台風、大雨、洪水、土砂災害といった自然災害が各地で頻発するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するといった事態も踏まえ、外国人県民が安全・安心に暮らせる環境づくりは大変重要な課題です。

外国人県民にとっては、日常生活に馴染みのない災害用語や避難所での生活ルールが理解できなかつたり、災害経験の少なさから、そもそも災害の特性や防災についての考え方を理解できない人もいると考えられます。

このため、県・市町村と、それぞれの多文化共生担当部局・防災担当部局の連携の下、外国人県民に対する多言語での情報発信や、災害・防災知識の啓発などに、引き続き取り組んでいきます。

また、外国人県民が、安心して医療機関を受診できる体制づくりや、子育てしやすい環境づくり、犯罪を未然に防ぐための取組みなども進める必要があります。

このため、医療通訳サービスの導入を図る医療機関への支援や「かかりつけ医」の設置促進、子育てに関する情報の多言語化、警察署における相談体制の強化などに、引き続き取り組んでいきます。

①災害時における支援体制の整備

- 新たに防災士等と連携しながら、地域防災の担い手として育成している外国人防災リーダーによる専門的かつ効果的な「外国人向け防災啓発講座」の開催を推進します。
【再掲】
- 緊急安全確保や避難指示等の情報発信を行う「災害情報の多言語自動発信システム」の市町村における活用を促進します。
- 災害時に、外国人材が安全に行動できるよう、引き続き緊急安全確保や避難指示等の情報をSNSで多言語発信します。【再掲】

②医療体制の充実など生活における安全・安心の確保

- 外国人学校やコミュニティごとのかかりつけ医の設置を促進します。
- 医療通訳の雇用や電話等による医療通訳サービスの導入を図る医療機関を支援します。
- 医療通訳ボランティア登録者に対し、日本語能力など質の向上に繋がる研修を実施

することにより、病院側の派遣ニーズに応えられる人材の確保を推進します。

- 妊娠届出書や新生児向けスクリーニング検査申込書など、子育て世代に必要な情報を多言語で提供します。
- 警察署において、引き続き、外国人県民が相談しやすい体制強化を図り、犯罪の未然防止を実施します。

4 数値目標

目 標 項 目		直近値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1	外国人県民コミュニティ把握数	172 団体	200 団体
2	外国人雇用企業のメーリングリスト登載数	127 社	230 社
3	岐阜県国際交流センターSNSフォロワー数 (英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語)	6,108 人	12,000 人
4	地域日本語教室設置数	40 教室	50 教室
5	県のWEBサイトを活用して外国人を含めた求職者等に自社の魅力を情報発信する企業数	312 社	1,000 社
6	日本語指導に関する研修の受講教員数	203 人	600 人 (5年間累計)
7	岐阜県国際交流センターが実施するキャリア教育に参加する外国人児童生徒の満足度 (将来のビジョンを描く参考になったとする外国人児童生徒の割合)	—	90%以上
8	避難指示等の災害情報を多言語で発信する市町村数	19 市町村	42 市町村
9	医療通訳ボランティア登録者数	76 人	100 人

※ 令和3年度は3月時点の数値

第6章 推進体制

多文化共生社会の実現に向けては、国、県、市町村（国際交流協会を含む）、岐阜県国際交流センター、民間団体・企業、県民が、それぞれ果たすべき役割を認識し、連携して取り組んでいく必要があります。

このため、以下の会議などにより、関係機関等が相互に情報交換等を行いながら一体となって取組みを進めます。

なお、本基本方針に基づく施策の取組み状況については、岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進会議などでのご意見や評価を踏まえながら、岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進本部でフォローアップを行います。

○ 岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進本部

知事を本部長として、副知事、各部局長等で構成する本部員会議を開催し、本基本方針に基づく施策の総合的な企画調整やフォローアップ等を行います。

○ 岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進会議

教育関係者や地域コミュニティ、外国人受入企業等の各分野の有識者から、本基本方針に基づく施策の取組み状況や外国人材活躍・多文化共生推進施策についてのご意見をいただきます。

○ 岐阜県外国人県民会議

外国人県民からご意見を伺い、外国人材活躍・多文化共生推進施策に反映します。

○ 外国人県民コミュニティネットワーク会議

コミュニティのキーパーソンと行政が一体となって、コミュニティと行政との連携や近隣市町のコミュニティ間の連携強化、効果的な情報提供のあり方などを検討します。

○ 市町村多文化共生担当課長会議

県・市町村が連携し、外国人材活躍・多文化共生推進に向けた取組みを進めます。

○ 外国人雇用企業等との会議

外国人雇用企業等との意見交換会に加え、技能実習監理団体や派遣事業者との会議を通して、関係機関との情報共有を進めます。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

第 4 期
岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針

令和 4 年 3 月策定

清流の国推進部 外国人活躍・共生社会推進課
〒500-8570 岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

TEL 058-272-1476

FAX 058-278-2562

E-MAIL c11176@pref.gifu.lg.jp